

振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却の2年延長〔所得税・法人税〕 (平成27年度制度改正、適用件数(平成29年度)1件、減収額(平成29年度)一百万円)

【背景等】

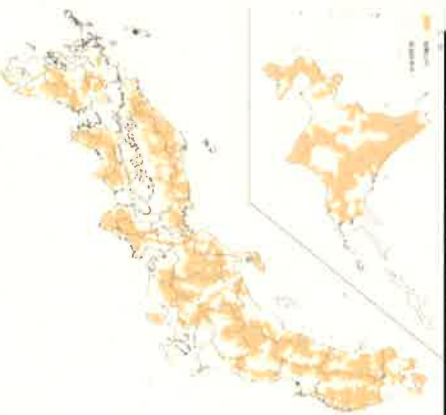
- 振興山村は、国土面積の約5割を占めるなど、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を發揮。
- しかしながら、人口の減少、高齢化の進行、厳しい財政状況等の問題に直面し、山村は特に危機的な状況にある。
- このため個人、中小企業者の振興山村での設備投資を促し、地域における雇用の増大等を図ることにより、移住・定住の促進に資するよう、本特例を延長することが必要。

【振興山村の概況について】

- 現在、全国で734市町村(全市町村の43%)が該当。
- 国土面積の48%、林野面積の61%を占めるが、総人口に占める比率では3%。

	振興山村 (A)	全国 (B)	A/B
市町村数 (H26. 4. 1現在)	734	1,719	43%
総面積(万ha) (H27. 2. 1現在)	1,789	3,718	48%
うち林野面積	1,516 (85%)	2,480 (67%)	61%
人口(万人) (H27. 10. 1現在)	360	12,710	3%

振興山村の指定地域

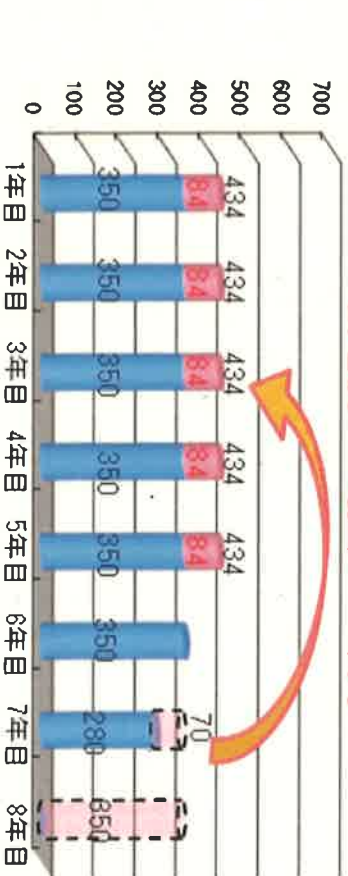


【特例の概要】

○ 租税特別措置の概要

特例措置	割増償却(5年間)	特例措置の概要
償却限度額	普通償却額の24%割増し(機械・装置)、36%割増し(建物、構築物等)	
対象業種	地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業	
対象地域	産業振興施策促進事項に記載した区域	
取得価額	農林水産物販売業	500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円超) 500万円以上

割増償却の場合：5年間



取得価額2,800万円(耐用年数8年)の施設・機械を定額法で毎年(350万円)に対し償却した場合、5年間、24%増し(各年84万円)を前倒し償却できるため、この間のキャッシュフローが改善される。
なお、前倒し償却であるため、最終的な税額は変わらない。